

4

補装具・日常生活用具等

(1) 補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具の購入費、修理費又は借受け費を支給します。ただし、補装具に対する障害名が身体障害者手帳に記載されている、又は難病患者であることが条件になります。各補装具には耐用年数が決められており、所得によっては支給できないことがあります。

対象者

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 難病患者（障害者総合支援法施行令に規定する 369 疾病の患者）で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師に判断された方

支給・修理を受けられる方	種 類
視覚障害者 (児)	・視覚障害者用安全つえ・義眼 ・眼鏡（色めがねを除く）
聴覚障害者 (児)	・補聴器（身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児には、特別補聴器を支給します。）
肢体不自由者(児)	・義手・義足・装具・座位保持装置・<u>車いす</u> ・<u>電動車いす</u>・<u>歩行器</u>・<u>歩行補助つえ</u> ・重度障害者用意思伝達装置 ※座位保持いす ※起立保持具 ※頭部保持具 ※排便補助具（※印は、18歳未満に限ります）

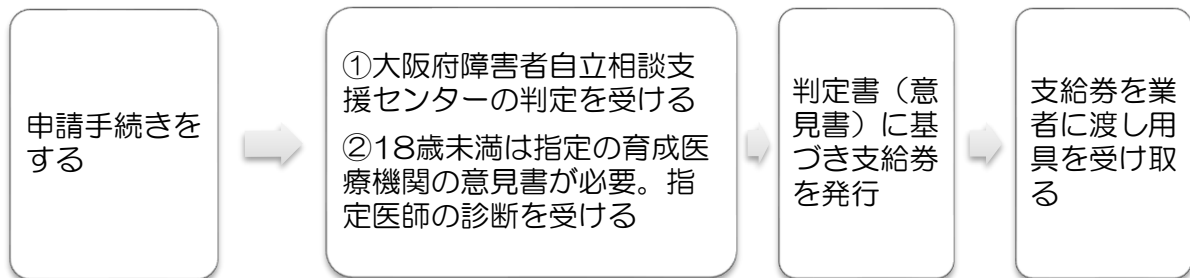
※ 下線のものは原則として介護保険制度が優先されます。

自己負担は原則として基準額の1割負担となりますが、本人又は配偶者の市民税額の有無、本人（児童の場合、その保護者）の年収等により、自己負担額の月額上限額を設けています。

また、基準額を超える費用については市民税額の有無にかかわらず自己負担となります。

市民税額の有無	自己負担上限額
生活保護受給者	自己負担なし
本人及び配偶者（障害児の場合は保護者の属する世帯）が市民税非課税	自己負担なし
本人又は配偶者（障害児の場合は保護者の属する世帯）が課税でいずれの市民税所得割額も46万円未満	37,200円

手続きの流れ



※ 特別な事情で障害者自立相談支援センターの判定を受けられない場合は医師の意見書で判定にかえることや補装具によっては判定を省略できる場合があります。

手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証などの疾患名が確認できるもの
- 補装具の種目、購入、修理又は借受けに要する費用の見積書
- 補装具費支給に関する医学的意見書
- 個人番号（マイナンバー）カード（※詳しくは 83 ページをご覧ください）

(2) 子ども用補聴器の電池交換費用の助成

18 歳未満の聴覚障害のある子どもが使用する補聴器に係る電池交換費用の一部を助成します。

対象者

市内在住の 18 歳未満の難聴児の保護者で、次の各号のいずれかを満たす方

- ①補装具費の支給（20 ページ参照）を受けた難聴児の保護者
- ②大阪府難聴児補聴器交付事業により補聴器を購入した難聴児の保護者
- ③寝屋川市難聴児補聴器等交付事業により補聴器を購入した難聴児の保護者
- ④子ども用補聴器電池交換費用助成金医師意見書により認定された難聴児の保護者

ただし、市民税所得割額が 46 万円以上は除きます。
助成には事前申請が必要となります。

交付額

1 台（片方の耳）につき年間 5,000 円以内（消費税を含む）。

窓口

障害福祉課

(3) 子ども用補聴器の購入等費用の助成

18 歳未満の聴覚障害のある子どもが使用する補聴器の購入又は修理に係る費用の一部を助成します。

対象者

- ①寝屋川市難聴児補聴器等交付事業医師意見書により認定された難聴児の保護者
 - ②補装具費の支給（20 ページ参照）の対象とならない難聴児の保護者
- ただし、市民税所得割額が 46 万円以上は除きます。
交付には事前申請が必要となります。

交付額

交付額は原則限度額の 2/3 です。また、限度額を超える費用については自己負担となります。

窓口

障害福祉課

(4) 日常生活用具の給付

対象者

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、次のページの「対象者」に該当する方
- ② 難病患者（障害者総合支援法施行令に規定する 369 疾病の患者）で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師に判断された方

利用料負担

利用者負担は原則限度額の 1 割です。
また、限度額を超える費用については自己負担となります。

窓 口

障害福祉課

手続きの流れ

申請手続きをする
（難病患者は医師の
意見書が必要。）

給付券を発行

給付券を業者に
渡し用具を受取る

手続きに必要なもの

①の方

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 種目の見積書
- ・ 種目のカタログ（又は写し）

②の方

- ・ 医師の意見書及び特定医療費(指定難病)受給者証などの疾患名が確認できるもの
- ・ 種目の見積書
- ・ 種目のカタログ（又は写し）

介護・訓練支援用具（※下線のものは原則として介護保険制度が優先されます）

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
<u>特殊尿器</u> （学齢児以上）	排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	1級の下肢又は体幹機能障害者（児）	67,000円	常時介護が必要な者
<u>特殊寝台</u> （訓練用ベッド） （学齢児以上）	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	10年	1、2級の下肢又は1・2級の体幹機能障害者（児）	200,000円	常時介護が必要な者 サイドレール及びサイドテーブル等含む
<u>特殊マット</u> （3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を持つもの	5年	1、2級の下肢又は1、2級の体幹機能障害者（児） ・重度・最重度の知的障害者（児）	70,000円	常時介護が必要な者
<u>体位変換器</u> （学齢児以上）	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	1、2級の下肢又は体幹機能障害者（児）	15,000円	下着交換等に当たって家族等他者の介助が必要な者
訓練いす （3歳以上）	原則として付属のテーブルをつける	—	1、2級の下肢又は体幹機能障害児	33,100円	
<u>移動用リフト</u> （3歳以上）	介護者が障害者（児）を移動させるにあたって容易に使用できるもの。（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く）	6年	1、2級の下肢又は1・2級の体幹機能障害者（児）	159,000円	
<u>移動用リフトスリング</u> （3歳以上）	障害者（児）をリフトにより移動や入浴させるもの	3年	1、2級の下肢又は1、2級の体幹機能障害者（児）	35,000円	移動や入浴にあたって家族等、他者の介助が必要な者

自立生活支援用具（※下線のものは原則として介護保険制度が優先されます）

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
<u>入浴補助用具</u> （3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの	8年	下肢又は体幹機能障害者（児）であって入浴に介助を必要とする方	90,000円	設置にあたり、住宅改造・改修を伴うものを除く
<u>便器</u> （学齢児以上）	障害者が容易に使用できるもので、手すりをつけることができるもの	8年	1、2級の下肢又は体幹機能障害者（児）	9,850円	
特殊便器 （学齢児以上）	温水・温風が出るもので、本人・介助者が容易に使用できるもの	8年	・1、2級の上肢障害者（児） ・重度、最重度の知的障害者（児）	50,000円	設置にあたり、住宅改造・改修を伴うものを除く

自立生活支援用具（※下線のものは原則として介護保険制度が優先されます）

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
歩行補助つえ （一本つえのみ）	木材又は軽金属製で、十分な強度が有り、障害者（児）が容易に使用できるもの	3年	下肢又は体幹もしくは平衡機能に障害がある身体障害者（児）	木製 2,200円	・外装にラッカー（白又は黄色）使用…260円増し ・夜光材付…410円（全面夜光材は1,200円）増し
				軽金属製 3,000円	
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A 主材料がスポンジ、革 B 主材料がスポンジ、革、プラスチック	3年	・下肢、体幹、平衡機能障害1、2級又はそれに準ずる身体障害者（児） ・重度、最重度の知的障害者（児）もしくは精神障害者（児）で、てんかん発作等により頻繁に転倒する方	A 15,200円 B 36,750円 知的障害者（児）用は12,160円	・身体障害者（児）は医師の意見書が必要 ・レディメイドによる品は、限度額の80%以内の額とする
移動・移乗支援用具 （3歳以上）	・おおむね次のような機能を有する手すり、スロープであって、設置にあたり住宅改造を伴うものを除く ・身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたもので必要な強度と安定性を有するもの	10年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害があり、家庭内の移動において介助を必要とする障害者（児）	60,000円	設置に伴う工事費は除く
	・転倒予防、立ち上がり動作等の補助 ・ベッド上での体位変換 ・ベッドから車いすやポータブルトイレ等への移乗の用具	5年		25,000円	・ベルト。（転倒予防、立ち上がり動作等の補助） ・スライドシート。（ベッド上での体位変換を容易に行うことができるもの） ・ボード。（ベッドから車いすやポータブルトイレ等への移乗）
聴覚障害者用屋内信号装置	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの。（サウンドマスタ、聴覚障害者用目ざまし時計、屋内信号灯を含む）	10年	2級の聴覚障害者	87,400円	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯

自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
歩行時間延長信号機用小型送信機（学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	10年	1、2級の視覚障害者（児）	7,000円	
電磁調理器（18歳以上）	障害者が容易に使用できるもの	6年	1、2級の視覚障害者 - 重度、最重度の知的障害者	41,000円	対象障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	1、2級の身体障害者（児） - 重度、最重度の知的障害者（児）	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
ガスコンロ用地震感知安全装置	地震を感知すると瞬時にガスを遮断し、火を消すもの			18,900円	
火災警報器（一世帯に2台まで）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	8年	1、2級の身体障害者（児） - 重度の知的障害者（児） 1級の精神障害者	15,500円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象障害者のみの世帯又は65歳以上の高齢者もしくは18歳未満の児童との世帯。昼間（概ね8時間以上）障害者のみになる世帯

在宅療養等支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
透析液加温器 (原則3歳以上)	透析液を加温し一定温度に保つ機能を有し、持ち運び可能なもの	5年	1級又は3級の腎臓機能障害者	51,500円	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
ネブライザー (吸入器)	障害者が容易に使用できるもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(児) 原則として学齢児以上の方 ※上記の等級以外は診断書が必要	36,000円	電気式たん吸引器ネブライザー両用器の給付を受けている場合は耐用年数内の給付不可
電気式たん吸引器	障害者が容易に使用できるもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(児) 原則として学齢児以上の方 ※上記の等級以外は診断書が必要	56,400円	電気式たん吸引器ネブライザー両用器の給付を受けている場合は耐用年数内の給付不可
電気式たん吸引器ネブライザー両用器	障害者が容易に使用できるもの	5年	原則として学齢児以上の方 ※上記の等級以外は診断書が必要	75,000円	電気式たん吸引器又はネブライザーの給付を受けている場合は耐用年数内の給付不可
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用できるもの	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000円	
視覚障害者用体温計(音声式) (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	1、2級の視覚障害者(児)	9,000円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用体重計 (音声式) (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	1、2級の視覚障害者(児)	18,000円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用血圧計 (音声式) (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	1、2級の視覚障害者(児)	15,000円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用し得るもの	5 年	難病患者等の方で、人工呼吸器の装置が必要な方	157,500 円	
------------	--	-----	------------------------	-----------	--

情報・意思疎通支援用具

種目	性能		耐用年数	対象者	限度額	備考
携帯用会話補助装置 (学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能があり障害者が容易に使用できるもの		5 年	肢体不自由又は音声機能、言語機能障害者であって、発声・発語に著しい障害がある方	98,800 円	
情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト			2 級以上の視覚又は 2 級以上の上肢障害者（児）	複数品目を併せて 100,000 円 (単品でも可)	再申請は、5 年経過後認める ・上肢障害者(児) …インテリキー、ジョイスティック等 ・視覚障害者(児) …画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字により示すことができるもの		6 年	・視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上 ・視覚障害 2 級以上で必要と認められる方	349,000 円	
点字器 (学齢児以上)	標準型	A 32 マス 18 行 両面書真鍮板製	7 年	視覚 1、2 級又は準ずる方	A 10,400 円	・付属品として点筆を給付 ・価格は点筆を含む
		B 32 マス 18 行 両面書プラスチック製			B 6,600 円	
	携帯用	A 32 マス 12 行 片面書アルミ製	5 年	※手帳のない方は医師の意見書が必要	A 7,200 円	
		B 32 マス 12 行 片面書プラスチック製			B 1,650 円	
点字 タイプライター	点字の 6 点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの		5 年	1、2 級の視覚障害者（児）	63,100 円	本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者

視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	音声等により操作ボ タンが知覚又は認識 でき、かつ、DAISY 方式による録音並び に当該方式により記 録された図書の再生 が可能なるものであ って、視覚障害者が容易 に使用できるもの。	6 年	1、2 級の 視 覚 障 害 者 (児)	録音再生機 85,000 円	DAISY 方式… デジタル音声シ ステムのひとつ で、この方式で 録音した点字図 書等の読みたい ページを瞬時に 開いたりするこ とができる
				再生専用機 35,000 円	

情報・意思疎通支援用具

種目	性能	耐用 年数	対象者	限度額	備考
視覚障害者用活 字文書 読上げ装置 (学齢児以上)	文字情報と同一画面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用 しうるもの	6 年	1、2 級の 視覚障害者(児)	99,800 円	視覚障害者 用活字文書 読上げ装置 又は、音声 ICレコーダ ーのどちら かを給付
音声ICタグ レコーダー (学齢児以上)					
視覚障害者用 読書器 (原則学齢児 以上)	画像入力装置を読みた いもの(印刷物など) の上に置くことで、簡 単に、拡大された画像 (文字等)をモニター に映し出せるもの	8 年	視覚障害者であ って、本装置によ り文字等を読む ことが可能にな る者(児)	198,000 円	
視覚障害者用時 計 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に 使用しうるもの。 腕時計又は懐中時計 であって、文字盤に 点字等があり、文字 盤及び針に直接触れ ることができる構造 を有するもの	10 年	1、2 級の 視覚障害者(児)	触読式 10,300 円	
				音声式 13,300 円	
視覚障害者用地 デジ対応ラジオ (学齢児以上)	テレビ音声及び AM/FM 放送を受信す る機能を有し、かつ災 害時の緊急放送を受 信するもので、視覚障 害者(児)が容易に使用 できるもの	6 年	1、2 級の 視覚障害者(児)	29,000 円	視覚障害者 のみの世帯 及びこれに 準ずる世帯

聴覚障害者用通 信装置 (ファックス) (原則学齢児以 上)	一般の電話に接続す る事ができ、音声の代 わりに、文字等により 通信が可能な機器で あり、障害者が容易に 使用できるもの	7 年	聴覚障害者(児)又 は発声・発語に著 しい障害を有し、 コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要と 認められる方	30,000 円	
--	---	-----	---	----------	--

情報・意思疎通支援用具

種目	性能		耐用年数	対象者	限度額	備考
聴覚障害者用情報受信装置	災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの。①字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組②テレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、聴覚障害者が容易に使用できるもの		6年	聴覚障害者(児)のうち必要と認められる方	88,900円※	聴覚障害者の世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に1つのみとする ※取付工事費等、機器の設置に当たって派生的に発生する周辺経費は、原則、自己負担
人工喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音声を口腔内に導き構音化するもの	4年	音声言語障害者で、喉頭を摘出した方	笛式 5,000円	気管カニューレ付の場合、限度額の3,000円増しとする
	電動式	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年		電動式 70,100円	価格は、電池又は充電器を含む
点字図書	点字により作成された図書		—	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	年間 6タイトル又は24巻	事前登録が必要
点字新聞	点字により作成された週刊新聞		—	1、2級の視覚障害者	20,000円	事前登録が必要

排泄管理支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	ぼうこう又は直腸機能障害者(児) 下記※2参照	8,858 円	・価格は、1ヶ月あたりの皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む月額であること ・1回の申請につき、最大12か月分まで申請可
蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	ぼうこう又は直腸機能障害者(児) 下記※2参照	11,639 円	
収尿器	【男性用】 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流装置をつけるものとする A 普通型 B 簡易型	1 年	肢体 1、2 級又は準ずる方	A 7,700 円 B 5,700 円	
	【女性用】 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿導尿ゴム管付	1 年	肢体 1、2 級又は準ずる方	A 8,500 円 B 5,900 円	
紙おむつ	ストマ用装具に代えて特例として支給するもの	—	下記※1参照	12,000 円	下記※2を参照

※1 ・3歳以上で、治療による軽快の見込みの無いストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着できない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある方で、紙おむつ等の用具類を必要とする方。

・概ね3歳未満に発現した脳性まひ等の非進行性の脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示や自力でトイレに行くことが困難で、かつ、介助による定時排泄ができず、紙おむつ等の用具類を必要とする方。

・小児慢性特定疾病医療受給者証(18歳未満。但し、継続申請時は20歳未満が対象者)、又は、特定疾患医療受給者証(18歳未満が対象者)及び1.2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、遺伝子疾患により、排尿もしくは排便の意思表示や自力でトイレに行くことが困難で、かつ、介助による定時排泄ができず、紙おむつ等の用具類を必要とする方。

※2 ・1回の申請につき、最大12か月分まで申請可。

・給付対象品目に、洗腸用具、さらし・ガーゼ・脱脂綿等の衛生用品を含む。

・小児慢性特定疾病医療受給者証

・特定疾患医療受給者証

※初回のみ医師の意見書が必要。

住宅改修費（※原則として介護保険制度が優先されます）

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
居宅生活動作 補助用具 (学齢児以上)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取付け ②段差の解消 ③引き戸等への扉の取替え ④洋式便器等への便器の取替え ⑤滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の床材の変更 ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 回 限り	・ 下肢、体幹機能障害又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害者（児）であって障害程度等級 3 級以上の方 ・ ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の方	今後購入・改修予定の左記の居宅生活補助用具の購入費及び改修工事費 200,000 円	住宅改修は給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して必要と認める場合に給付

(5) 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、在宅療養をしている児童に対し、車いすや特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

対象者

- ① 小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、医療受給者証の交付を受けた者
- ② 他の施策により用具の給付、貸与等を受けることができない者
- ③ 在宅で療養している者
- ④ 次のページの表の「対象者」の状態にある者

窓 口

障害福祉課

手続きに必要なもの

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ・ 扶養義務者の所得税額のわかる証明書等
- ・ 種目の見積書
- ・ 種目のカタログ（又は写し）
- ・ 医師の意見書が必要な場合もあります

費 用

扶養義務者の前年の所得税額に応じて費用負担があります。

種 目	対象者	性 能
便 器 (4,900 円)	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット (21,560 円)	寝たきりの状態にある者	褥そうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器 (166,320 円)	上肢機能に障害がある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台 (169,400 円)	寝たきりの状態にある者	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの

種 目	対 象 者	性 能
歩行支援用具 (66,000 円)	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア.小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ.転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具 (99,000 円)	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器 (73,700 円)	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器 (16,500 円)	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの
車いす (77,440 円)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽 (13,380 円)	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式 たん吸引器 (62,040 円)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト (22,000 円)	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カット クリーム (41,580 円)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器) (39,600 円)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの
パルスオキシ メーター (173,250 円)	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (蓄便袋) (113,520 円)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (蓄尿袋) (149,160 円)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻 (128,700 円)	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの